

# 床上浸水以上の世帯に 「災害義援金（1次配分）」の支給が決定！ ～11月5日（火）申請受付開始～

令和元年8月の前線に伴う大雨により被災された方に対し、全国の皆様から寄せられた義援金を、佐賀県及び武雄市の災害義援金配分委員会において決定した基準により、対象となる方（世帯）へ順次支給します。

## ■ 配分対象及び配分額

- ・別表
- ・タイトルの「床上浸水以上」とは、り災証明の「一部損壊（床上）」ほか上記表の住家被害世帯です。「一部損壊（床下）」は義援金の対象ではありません。
- ・住家被害の1次配分は、9月30日までに「り災証明書」が発行された世帯  
「り災証明書」発行日が、10月1日以降の世帯は、今後の配分委員会で支給時期が決定されます。
- ・住家とは、現に居住のために使用している者がいる建物であり、空き家や店舗など住宅として居住する者がいない建物は含まない。

## ■ 申請受付

- ・場 所 武雄市役所 1階ホール
- ・時 間 8:30～17:00（土日祝は除く）
- ・開 始 11月5日（火）から申請受付開始

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市企画部復興対策室 担当：佐々木、江口、蒲地 TEL: 0954-27-7510

## 配分対象及び配分額

別表

被害区分		1次配分額	対 象
人的被害	死 亡	200,000円	当該災害により、死亡された方（災害弔慰金の対象者）
住家被害	全 壊	200,000円	居住していた住家が、り災証明により「全壊」の判定を受けた世帯
	半 壊	100,000円	居住していた住家が、り災証明により「大規模半壊」「半壊」の判定を受けた世帯
	一部損壊	20,000円	居住していた住家が、り災証明により「一部損壊」の判定を受けた世帯
	一部損壊 (床上浸水)	20,000円	居住していた住家が、り災証明により「一部損壊(床上)」の判定を受けた世帯

※「一部損壊（床下）」は義援金の対象ではありません。

※住家とは現に居住のために使用している者がいる建物であり、空き家や店舗など住宅として居住する者がいない建物は含みません。